

○あまがさき緑遊新都心地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成17年10月28日
規則第87号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、あまがさき緑遊新都心地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年尼崎市条例第46号。以下「条例」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請手続等)

第2条 条例第3条第3項(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に尼崎市建築基準法施行細則(昭和40年尼崎市規則第68号。以下「細則」という。)第17条第1項各号及び第2項第4号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可通知書に同項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

3 細則第3条第1項、細則第4条、細則第11条の2及び細則第12条第1項の規定は、第1項に規定する許可を受けた建築物の建築主について適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和の範囲)

第3条 法第3条第2項の規定により条例第3条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物について条例第7条の規定により規則で定める範囲は、次に掲げる区分に従い、当該号に定めるところによる。

(1) 増築又は改築 次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 増築又は改築が条例の施行の日(以下「施行日」という。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が施行日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合すること。

イ 増築後の床面積の合計が、施行日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

ウ 増築後の条例第3条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替え すべてのももの

(確認の申請書に添付する書類)

第4条 建築主は、条例第7条に規定する建築物について前条に規定する範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとするときは、法第6条第1項の規定により提出する確認の申請書に、細則第2条第1項第3号に規定する不適格建築物等調書を添付しなければならない。

(施行の細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。